

23221

愛知県

新城市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
家屋、構築物、土地の取得価額の合計額 10,000 (農林漁業関連業種は 5,000)	—	課税免除	固定資産税 (土地、家屋、構築物)	3年度間
特別償却設備(家屋・償却資産)の取得価額の合計額 500 (※業種、資本金等により要件あり) (※旧鳳来町・旧作手村の区域に限る)	—	課税免除	固定資産税 (土地、家屋、償却資産)	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
新城市企業立地 奨励条例	H17.10 H20.10.1 改正 H23.10.1 改正 H29.10.1 改正	(1) 立地奨励金 ・操業開始以後、固定資産税の課税標準額が1億円以上(中小企業は 3,000 万円以上) ・製造業、運輸業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、学術研究、専門・技術サービス業、自動車整備業	奨励金 1. 土地及び家屋に係る固定資産税相当額の奨励金を5年度間 2. 償却資産に係る固定資産税相当額を1年度間
		(2) 雇用促進奨励金 立地奨励金の交付対象であって、操業に伴い新規常用雇用従業員5人以上を雇用基準日から1年以上継続して雇用していること	奨励金 ・新規常用雇用従業員×20 万円 ・限度額 500 万円
新城市企業再投資促進補助金交付要綱	H24.7.1	次のいずれにも該当する、工場等の新增設を行う大企業及び中小企業 ①20 年以上市内に立地し所定の常用雇用者数を有し、交付期間中はその維持ができるもの ・大企業: 50 人以上 ・中堅企業、中小企業: 25 人以上 ②新增設に係る固定資産取得費用の合計額が所定の額以上であること	補助金 工場等の新增設に伴う固定資産取得費用の一部を補助 ・大企業 補助率 4% 以内(県とあわせて 8% 以内) 補助限度額 1 億 5 千万円(県とあわせて 8% 以内) ・中堅企業

		・大企業:25 億円以上 ・中堅企業、中小企業:1億円以上 ③愛知県新あいち創造産業立地補助金の認定を受けていること	補助率 5%以内(県とあわせて 10%以内) 補助限度額 1 億 5 千万円(県とあわせて 8%以内) ・中小企業 補助率 10%以内 補助限度額 3億円
新城市中小企業者事業基盤強化等奨励条例	H28.4	工場等の新設又は増設をした中小企業者で、次の要件を全て満たす者 ①市内の工場等において、製造業又は道路貨物運送業を営む者 ②市内において、操業を開始してから 10 年以上を経過している工場等があること ③市内の工場等の常用雇用者の総数が 25 人以上であること ④工場等の新設又は増設に要した費用のうち、取得した土地、家屋及び償却資産に係るものの合計額が1億円以上であること	奨励金 1.土地及び家屋に係る固定資産税相当額の奨励金を3年度間 2.償却資産に係る固定資産税相当額の奨励金を1年度間